

松阪市立飯南中学校いじめ防止基本方針

平成26年7月22日（平成30年10月、令和8年7月一部改訂）

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」より

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行うこととします。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等の取組を実効的に実施するため、次の機能を担う「いじめ問題対策委員会」を設置します。

（1）いじめ問題対策委員会の構成員

学校長、生徒指導主事、生徒指導担当教員（各学年）、養護教諭

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー、PTA役員、学校評議員等

（2）いじめ問題対策委員会の活動内容

- ① 生徒指導計画の作成・実行・検証・改善に関すること
- ② いじめ防止に係る研修会等の企画・運営に関すること
- ③ いじめの未然防止に関すること
- ④ いじめの早期発見に関すること
- ⑤ いじめの早期解決に関すること

3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

（1）いじめの未然防止のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

[具体的な取組]

① 互いを認め合える人間関係をつくります。

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育成するため計画的に社会体験や交流体験に取り組みます。
- ・体験活動を通して、友だちと分かり合える楽しさや喜びを実感させるとともに、表現力やコミュニケーション力を育成します。
- ・ソーシャルスキルトレーニング（いいタイム）を取り入れ、生徒が本当の自分を見つめる機会としたり、豊かな人間関係を構築したりします。
- ・全校集会や総合的な学習の時間（あしやまタイム）、スポーツフェスティバルでの縦割り班活動などを通して、生徒自らが、人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりながら絆づくりを進めます。
- ・学習時に、グループやペアでの活動（いいトーク）を取り入れることにより、互いの良さを認め合い、高め合う集団づくりを行います。
- ・規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。
- ・道徳の時間、人権学習の時間に、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てます。
- ・情報モラル教育を推進し、スマートフォンやインターネットの正しい利用法や危険性についての理解を深めるとともに、相手を思いやる気持ちを育てます。
- ・全ての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置づけ、子どもの様子を観察したり、授業改善を行ったりします。
- ・学級満足度調査（Q－U）結果を考察し、その対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図るとともに、よりよい学級経営に努めます。
- ・スクールカウンセラーやハートケア相談員等と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努めます。

② 自己肯定感や自己有用感を育成します。

- ・道徳などの授業を通して、生徒の自己肯定感（自分はかけがえの無い存在であると思う気持ち）や自己有用感（自分は人の役に立っていると思う気持ち）を育成します。
- ・誰もがみんなの前で活躍する場面をつくり、一人ひとりの良さを心から認め合う学級づくりを進めます。
- ・自己肯定感を高める授業の実践に努め、生徒一人ひとりの「できた」「わかる」を増やし、主体的に学ぶ生徒の育成に努めます。
- ・総合的な学習の時間（あしやまタイム）や職場体験学習等の地域と人々と関わる活動を通して、人と関わる喜びや大切さに気づき、人の役に立っている、人から認められているといった自己有用感を獲得させます。
- ・生徒会活動や委員会活動などの地域貢献活動を通して、地域の方々と触れ合い、自分も社会の一員として必要な存在であることを気付かせます。

③ 家庭や地域と連携して取り組みます。

- ・「学校いじめ防止基本方針」をホームページ等で公開し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決における学校の役割、家庭の役割、地域の役割についての理解を図ります。
- ・学年便り、ホームページ等で、本校の道德教育や人権教育の取組を紹介し、家庭と連携し生徒の健全育成に努めます。
- ・教職員、保護者、地域の人も参加する講演会や研修等を開催し、教職員と保護者が子どもたちの人権を守るために学校としてできること、家庭としてできること、地域としてできることについて考えます。
- ・「子どもは地域の宝」という考え方のもと、家庭や地域においても子どもが活躍する場を保障します。

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

[具体的な取組]

① いじめを相談しやすい体制を整えます。

- ・教師と子ども、子どもと子どもの信頼関係を深め、悩みごとを一人で抱え込まず、誰かに相談することができるようにします。
- ・日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒と向き合うことにより、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ちます。
- ・スクールカウンセラーやハートケア相談員、教職員による教育相談日や教育相談週間を設定し、積極的に相談活動を行います。
- ・相談の場を設け、子どもたちが利用しやすい雰囲気づくりをします。

② いじめを把握します。

- ・「生徒の些細な変化に気付くこと」、「気付いた情報を確実に共有すること」、「情報に基づき、速やかに対応すること」を基本として、いじめの把握に努めます。
- ・授業の様子、保健室の様子、部活動の様子など、より多くの教職員が生徒を見守り、情報を共有します。
- ・定期的なアンケートに加え、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による教育相談を充実させます。
- ・スクールライフノートや日ごろの声かけ等により、子どもの交友関係や悩みごとを把握します。
- ・「学校生活におけるアンケート」を行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめのない学校づくりを目指します。
- ・学級満足度調査（Q-U）の生徒の回答状況を把握し、いじめの深刻化を予防します。

・子どもの小さなサインも見逃さず、学年間やいじめ問題対策委員会等の場において気付いたことを情報共有し、よりたくさんの教職員が生徒を見守ります。

③ 家庭、地域と連携して取り組みます。

- ・日頃から、子どもを中心に据え、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努めます。
- ・家庭訪問により、子どもや保護者との信頼関係を構築します。
- ・子どもや保護者からいじめの相談があったときは、真剣に耳を傾け、信頼関係を結び、速やかに対応します。
- ・子どもにとって、家庭が「心の居場所」となるために、子どもに寄り添い、子どもの話をじっくりと聞く時間を設けます。
- ・子どもと一緒に会話をしながら食事をする、地域の行事に子どもとともに参加するなど、子どもとの時間を多く持つように心がけます。

(3) いじめの早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

[具体的な取組]

① いじめの解決に向け、取り組みます。

- ・いじめられた生徒やいじめた生徒から事実関係を聴取し、いじめが確認された場合、いじめ問題対策委員会で情報共有します。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取ります。
- ・傍観者である生徒に対しても、いじている側の立場と同様であるということを指導します。
- ・いじめの再発防止のために、いじめた生徒はもちろん、傍観者であった生徒に対しても、いじめられた生徒の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許されない行為である」という認識を持たせます。

② いじめを受けた子どもや保護者等を支援します。

- ・いじめを受けた生徒や、いじめを知らせた生徒を複数の教職員で見守るなど、安全を確保します。
- ・いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、心のケアに全力を尽くします。
- ・いじめをうけた子どもの保護者に、学校の取組についての情報を伝えるとともに、保護者から

は、家庭での様子や友だち関係についての情報を聞き取り、指導にいかします。

③ 関係機関との連携。

- ・学校内だけではなく、各種団体や専門家とケース会議を持つなど、連携・協力して解決にあたります。
- ・必要に応じて、松阪市教育委員会学校支援課、子ども発達総合支援センター育ちサポート係、松阪市子ども支援研究センター、松阪市役所こども支援課、三重県中勢児童相談所などの関係機関と連携して、いじめ問題の解決を図ります。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、教育委員会に連絡を取り、警察と相談して対処します。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めます。

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、松阪市教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 教育委員会と協議の上、専門家を加えた当該事案に対処する組織を設置します。
- (3) 上記組織により、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- (4) いじめを受けた生徒及びその保護者に情報を適切に提供します。
- (5) 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

5 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載します。